

制度概要

資格要件	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する保証対象業種を営む中小企業者です。 棚卸資産を担保とする場合は、法人に限ります。
資金用途	事業資金
保証金額	2億円以内(借入限度額は2億5千万円以内)
保証割合	信用保証協会80%、金融機関20%(割合保証)
保証形式	根保証または個別保証
貸付形式	根保証:当座貸越根保証 個別保証:手形貸付
保証期間	根保証:1年(更新により延長することが可能。なお、所定の審査があります。) 個別保証:1年以内
返済方法	根保証:約定弁済または随時弁済 個別保証:一括弁済
貸付金利	金融機関所定利率
担保	売掛債権・棚卸資産(いずれか一方のみを担保とすることもできます。)
連帯保証人	法人代表者のみ
信用保証料	年0.68%

本制度利用上の留意点

- ◇金融機関は1ヶ月に1回以上、担保とした棚卸資産の売却代金および売掛債権の弁済金について、回収口座への入金状況を確認する必要があります。また、申込人は3ヶ月に1回以上、担保としている売掛債権の残高や棚卸資産の種類・数量等を金融機関に報告していただく必要があります。また、棚卸資産を担保とした場合は、1年に1回以上、金融機関による立会いのもと棚卸資産の状態の確認にご協力いただきます。
- ◇売掛債権および棚卸資産の売上代金が入金される口座を金融機関に届出させていただきます。また、個別保証の場合は、原則としてお申込金融機関の別段預金口座に売掛先から弁済金の振込をしていただきます(当該入金は借入金の返済に充当します)。
- ◇金融機関が必要と判断した場合、金融機関は新たな貸越の一時中止や回収口座からの出金停止措置をとることができます。
- ◇担保管理事務の対価として、金融機関は担保管理手数料を徴収できます。
- ◇債権譲渡登記を行った場合で、金融機関が必要と判断したとき、金融機関は売却先に対して債権譲渡通知(登記通知)を行うことがあります。
- ◇動産債権譲渡登記や売掛先への通知によって、お取引の中止等のトラブルが生じた場合、当協会は責任を負いません。
- ◇売掛先に関する情報について、当協会は守秘義務を負っているため、お知らせいたしません。
- ◇棚卸資産を担保としている場合は、償還不能時に在庫を換価処分することがあります。
- ◇本パンフレットは制度の概要をお知らせするものであり、すべての手続きを示すものではありません。制度の詳細については当協会業務部業務推進課(Tel.023-647-2247)、個別のご相談については、お近くの当協会本店営業部・各支店の窓口まで、お気軽にご相談ください。

ご相談窓口

本店営業部(保証第一課・第二課) 〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル11F TEL 023-647-2240

米沢支店 〒992-0027 米沢市駅前3-1-91 TEL 0238-23-7630

鶴岡支店 〒997-0034 鶴岡市本町2-7-5 TEL 0235-22-6122

酒田支店 〒998-0858 酒田市緑町20-60 TEL 0234-22-7644

新庄支店 〒996-0031 新庄市末広町8-21 TEL 0233-22-3171

長井支店 〒993-0011 長井市館町北6-27 TAS 3F TEL 0238-84-1674

ABL 流動資産担保融資保証制度 のご案内

中小企業の皆様の資金調達をより強力にバックアップします！

山形県信用保証協会

流動資産担保融資保証制度とは

売掛債権や棚卸資産を担保とした借入について、当協会が信用保証を行うことで中小企業の皆様の資金調達がバックアップする制度です。(略称:ABL)

ご利用のメリット

- ☑不動産担保に頼らない資金調達
不動産担保や第三者保証人によらず、貴社の営業取引等から発生した売掛債権や棚卸資産を担保に借入ができます。
- ☑資金繰りを改善
取引先からの入金を待たずに資金調達が可能です。売上増に伴う売掛債権の増加時や長期の売掛債権がある際に活用すれば資金繰りを改善できます。
- ☑低保証料率を適用
保証料率は一律年0.68%です。
- ☑借入可能額の拡大
一般の保証とは別に、2億5千万円を限度としたお借入が可能となります。

担保となる流動資産

売掛債権

国内の事業者(官公庁、学校法人等を含む)に対する売掛債権が対象です。物品の販売債権だけでなく、サービスの提供による売掛債権も対象になります。一定の要件を満たす場合は、未発生債権であっても担保にできます。受取手形を担保にすることも可能です。

具体例 売掛金債権、運送料債権、工事請負代金債権、診療報酬債権

※貴社の売掛債権を信用保証協会と金融機関に譲渡していただきますので、取引契約の中に債権譲渡禁止特約がある場合は、特約解除が必要です。

棚卸資産

事業により生じ、決算書に計上される(予定を含む)棚卸資産が対象になります。

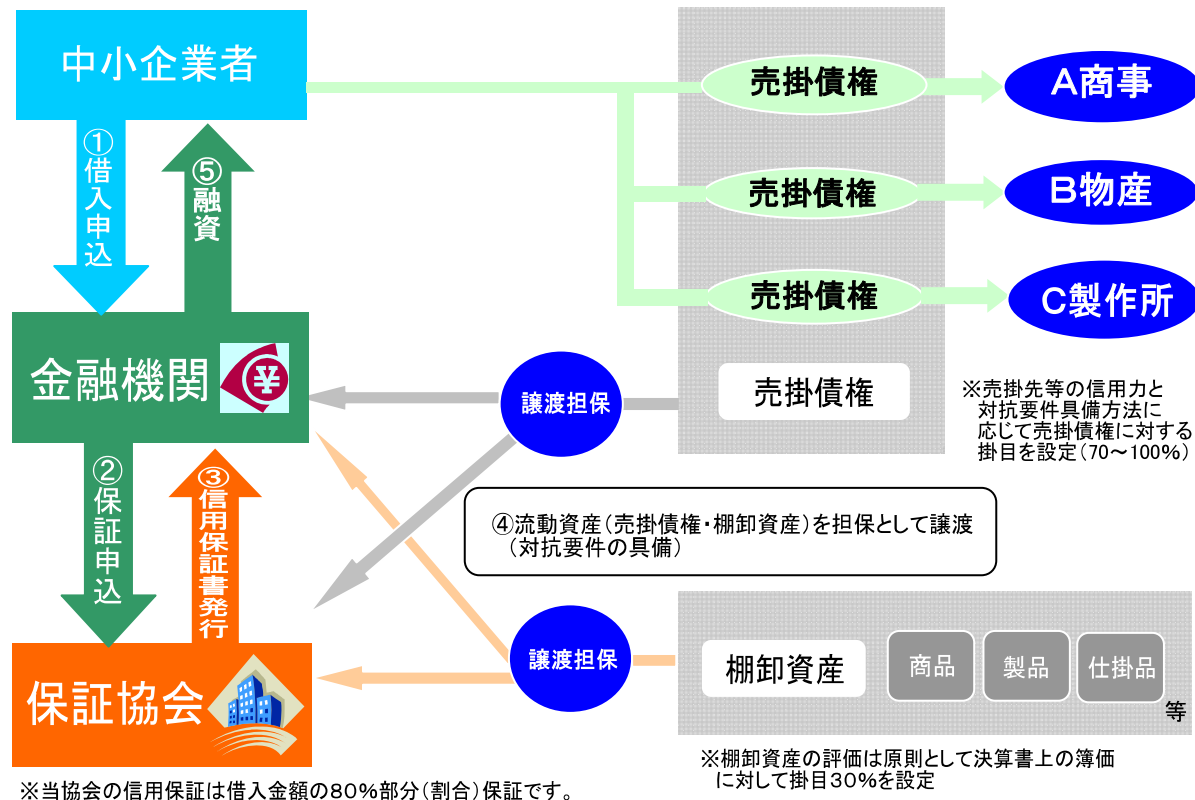
具体例 商品仕入による在庫商品、製造業における製品在庫、仕掛品、原材料

※担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記をすることができるものに限られます。

※棚卸資産を担保とする方は、法人に限られます。

流動資産担保融資制度の仕組み

売掛債権や棚卸資産を金融機関ならびに信用保証協会に担保として譲渡することで、融資が受けられる制度です。



選べる借入形式(根保証と個別保証)

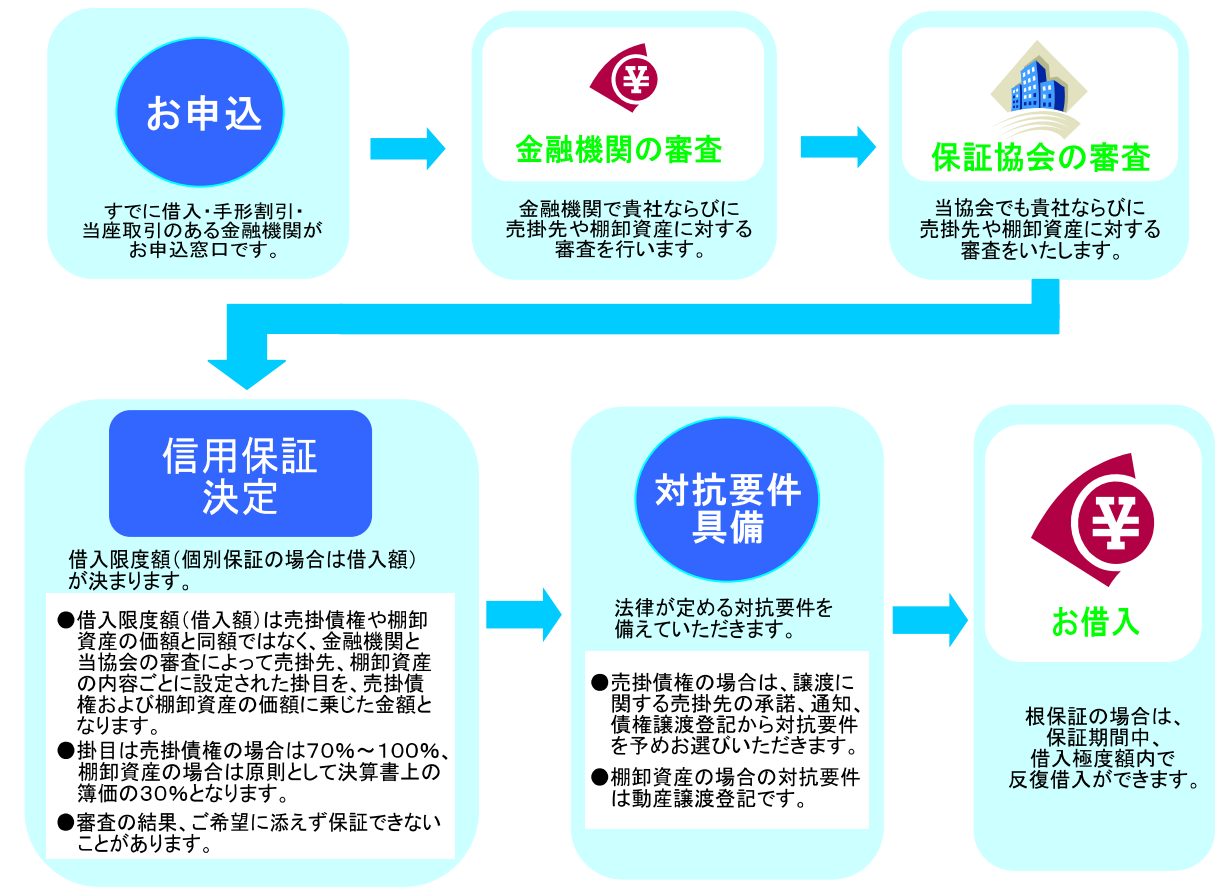
売掛債権を担保とする場合は、借入極度額を定めて反復利用できる「根保証」と個々の取引ごとに保証する「個別保証」の2つの借入形式が選べます。なお、棚卸資産を担保とする場合は「根保証」のみの取扱いとなります。

対抗要件について

売掛債権や棚卸資産を担保とするには、保証決定後、借入前に法律(民法または動産債権譲渡登記特例法)で定める「対抗要件」を備えていただく手続きが必要になります。

	対抗要件 (売掛債権については売掛先ごとにいずれかを選択)	具体的手続	備考
売掛債権	売掛債権の譲渡に関して売掛先の承諾を得る	売掛先から所定の「承諾書」をもらう	—
	売掛債権を譲渡したことを売掛先に通知する	所定の「通知書」を売掛先に郵送	—
	売掛債権を譲渡したことを法務局に登録する	東京法務局(中野)で債権譲渡登記手続	申込人が法人の場合に限られます
	金融機関が必要と判断した時点で売掛先に通知する		
棚卸資産	棚卸資産を譲渡したことを法務局に登録する	東京法務局(中野)で動産譲渡登記手続	申込人が法人の場合に限られます

ご利用の手続き



具体的な借入方法

●個別保証の場合

借入の時点で回収金額、回収日が決まっている売掛債権を「引当」とした手形借入です。担保とした売掛債権の振込みを申込金融機関の別段預金口座等で受け、借入金をご返済いただきます。※未発生債権(申込人と売掛先との間において売掛債権の発生原因となる契約等が締結された後のものに限る)も一定の条件があれば、引当とすることができます。

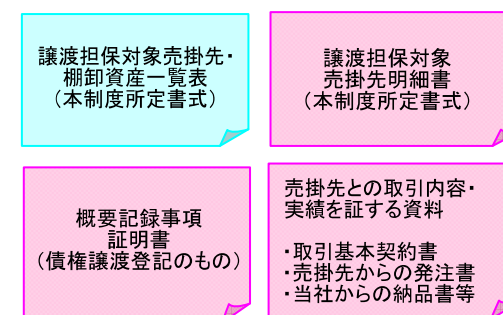
●根保証の場合

当座貸越契約締結後、申込金融機関所定の借入請求書または借入専用小切手により極度額の範囲内で、随時貸越を受けることができます。返済方法は約定弁済方式と随時弁済方式から選べます。

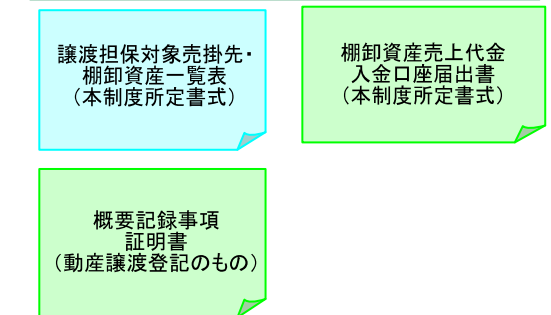
お申込に必要な書類

売掛債権や棚卸資産の内容を確認するために、通常のお申込書類のほかに次のような書類が必要となります。※信用保証委託申込書や信用保証依頼書等は、本制度固有のものをご利用ください。

売掛債権を担保とする場合



棚卸資産を担保とする場合



※審査上の理由から、上記以外の各種資料の依頼をさせていただく場合があります。